

【諮問第215号】

19川情個第35号

平成19年11月12日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立て  
について（答申）

平成18年12月22日付け18川健庶第1902号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成18年11月13日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「健康福祉局が局管理職約30人を動員して4月11日（火）夕刻に同局企画課の女子職員の机・書類・私物等の強制移管に関して、その実行計画に伴う健康福祉局の決裁文書」の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成18年11月27日付けで、該当する文書は作成していないとして、拒否処分を行った。

異議申立人は、平成18年11月30日付けで、伺い文書が起案されていないとは行政組織として考えられないことであるとして拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第215号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成19年4月19日付け意見書及び同年7月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 健康福祉局が同局管理職約30人を動員して、平成18年4月11日（火）夕刻、同局企画課の女子職員の机、書類、私物等を強制移管したが、その際に管理職を動員するには、それなりの計画等があるはずである。実施機関は、文書的不存在をもって拒否としたが、納得できるものではない。
- (2) 実施機関は処分理由説明書において、組織的に意思決定を行ったものであると明記しているが、具体的にどのような法規に基づき、どのような手続を経て行ったのか、開示を求めたものである。
- (3) 文書の特定に関して、実施機関に確認はしていないが、管理職を動員するからには、簡易なものであっても日時、場所、方法等を記載した計画書があると考えている。行政組織としてはこうした重大事項に関して何らかの実行計画等の文書が作成されているはずであり、正式な文書が存在するはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

平成19年3月28日付け処分理由説明書及び同年6月11日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 平成18年4月11日の勤務時間終了直後、4月1日付けで人事異動となった職員が、旧職場で保持していた段ボール約170箱以上に及ぶ大量の書類、物品等について、約30名の管理職によりこれを整理し、梱包のうえ新職場への搬送を実施した。
- (2) 当該職員は人事異動の発令後においても大量の書類、物品等を片づけて速やかに新職場へ出勤するようにとの指示を聞き入れず、企画課にとどまっていたこと、また、荷物が非常に大量であり、短期間のうちに当該職員一人では整理、搬送するこ

とは困難であると判断されたことによるが、職場秩序の速やかなる回復に向けて組織的に意思決定のうえ行ったものである。

- (3) 実施に当たっては、口頭による職務命令が発せられたが、職務命令は必ずしも文書によるものではなく、口頭により発せられることは普通に行われており、いずれにしても、この整理搬送を実施するに当たり、「実行計画」というものを書面により明記したことはなく、決裁文書も作成されていない。

## 5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、平成18年4月11日、同人の健康福祉局総務部企画課からの異動に関連し、同人が管理していた書類等を健康福祉局の職員が搬出した件について、その実行計画に伴う健康福祉局の決裁文書の開示を求めた。これに対し、実施機関は「実行計画」というものを書面により作成した事実はないとして、文書不存在を理由として拒否処分を行った。

そこで、開示請求の対象となる文書が存在するか否かを検討する。

- (2) 実施機関の処分理由説明によれば、異議申立人の書類等を搬送するための実行計画を書面により作成した事実はないため、開示請求の対象となる決裁文書はないとしている。

平成18年4月11日に行われた、異議申立人が管理していた書類等の梱包及び搬送は、事実行為であり、特段複雑な作業を行ったわけではないことから、その計画を文書として作成しなくとも、作業を行うことは可能であることから、実行計画について決裁文書が存在しないというのは不自然ではない。また、前記作業の実行計画を記載した決裁文書が作成されたことをうかがわせる事情も存在しない。

よって、実施機関が、異議申立人のいう「健康福祉局が管理職約30人を動員して4月11日（火）夕刻に同局企画課の女子職員の机・書類・私物等の強制移管に関して、その実行計画に伴う健康福祉局の決裁文書」について、文書が存在しないとして拒否処分を行ったことは妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

### 川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔